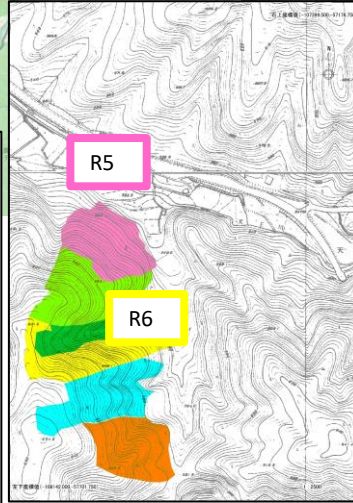




施行地：能勢町天王東山285-14



豊中市・能勢町間での森林環境保全に関する自治体間連携協定による 大阪府 CO2 森林吸収量・木材固定量認証制度に基づく CO2 森林吸収量の認証に関する覚書	
豊中市（以下「甲」という。）と能勢町（以下「乙」という。）は、森林環境保全に関する自治体間連携協定による二酸化炭素の森林吸収量を増加させるための森林等の整備（以下「森林整備」という。）の実施について、次のとおり覚書を締結する。	
（森林整備の定義等）	
第1条 この覚書でいう森林整備は、甲が一部費用を負担し、乙が二酸化炭素の森林吸収量を増加させるための森林等の整備を行うために、里山活力創造推進事業によって整備するものをいう。	
（森林整備の範囲）	
第2条 森林整備は、能勢町内の広葉樹林地で行うものとし、場所については甲乙協議の上決定する。	
（森林整備の内容）	
第3条 森林整備の内容は次のとおりとする。	
（1）森林整備の計画及び実施に関すること。	
（2）大阪府 CO2 森林吸収量・木材固定量認証制度に基づく CO2 森林吸収量の認証に関すること。	
（森林整備の期間）	
第4条 本事業の期間は、森林環境保全に関する自治体間連携協定の有効期間に準じるものとする。	
（森林整備実施の役割分担）	
第5条 森林整備の実施における甲、乙それぞれの役割は、次のとおりとする。	
（1）乙は、第3条第1号に掲げる内容を、能勢町里山活力創造推進事業補助金交付要綱及び同事業実施要領の規定に基づき実施するとともに、大阪府 CO2 森林吸収量・木材固定量認証制度実施要領の規定に基づき認証に必要な手続きを行う。	
（2）甲は、森林整備に必要な費用を負担するとともに、費用負担に応じて第3条第2号に掲げる認証を受ける。	
（事業実施に係る費用負担）	
第6条 費用負担は次のとおりとする。	
（1）甲は、乙が必要とする費用の一部を乙に支払うものとする。	
（2）乙は、前号の支払額も含め、前条第1号に記載の内容に係る事業費を負担する。	
（疑義等の決定）	
第7条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを決定するものとする。	
この覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。	

項 目	内 容
森林の所在地	能勢町天王東山285-14
森林整備の概要	「豊中市・能勢町間での森林環境保全に関する協定」等に基づいて、両市町が共同で行った広葉樹林の再生事業。 豊中市が費用の一部を負担し、能勢町が森林整備（クヌギの植栽）を行ったもので、CO ₂ の認証は豊中市が取得。 整備内容 広葉樹（クヌギ）植栽。植栽密度2,000本/ha 森林整備面積 1.00 ha
CO ₂ 森林整備吸収量 （認証年月日）	2.6 t-CO₂/年 （令和7年4月8日）